

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年7月5日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800028号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800004号

第1 結論

昭和47年10月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年10月から昭和53年3月まで

私は、昭和53年10月の終わり頃に自宅に来た年金の係の方に国民年金への加入を勧められ、遡って保険料が納付できるとの説明を受けた。その方が2度目に来たときに国民年金の加入手続をし、3度目に来たときに請求期間の保険料30万円ぐらを一括して現金で納付した記憶があるが、国の記録では未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)及び同市から提出された請求者の国民年金に関する資料である住民情報システムによると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は、いずれも昭和47年*月*日と記載されていることが確認できる。また、国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている請求者の前後の国民年金任意加入被保険者について、オンライン記録により確認できる被保険者資格の取得年月日は、前者が昭和53年12月5日、後者が同月6日であることが確認できる。これらのことから、請求者は、この頃に国民年金の加入手続を行い、昭和47年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。

前述した請求者が国民年金の加入手続を行ったと考えられる時期以降に、請求期間の保険料を一括で納付するためには、請求期間のうち、保険料納付の時効に係る期間の保険料については、第3回特例納付の制度を利用して納付することとなる。

しかしながら、請求者に係る上記の被保険者名簿及び住民情報システムにおいて、

請求期間の保険料が特例納付により納付されたことをうかがわせる記載は無く、いずれも請求期間の保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

また、請求者が特例納付により保険料を納付した場合には、請求者に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）が特殊台帳として保管されることになるところ、紙台帳検索システムを確認したものの、請求者に係る特殊台帳は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

なお、請求者は、昭和 53 年 10 月の終わり頃に自宅に来た年金の係の方に国民年金への加入を勧められ、その方を通じて国民年金の加入手続及び請求期間の保険料を納付した旨陳述しているところ、昭和 53 年 10 月頃の事務取扱について、B 年金事務所は、社会保険事務所（当時）の職員が過年度に未納保険料がある国民年金被保険者に対して訪問を行っていた可能性はあるが、社会保険事務所の職員が国民年金未加入者の自宅を訪問し、加入勧奨を行い、資格取得届を受け付けるということには行っていなかった旨回答している。また、A 市は、昭和 53 年 10 月頃の事務取扱については、記録が無いため不明である旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800030号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800005号

第1 結論

昭和51年1月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間又は保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年1月から昭和55年3月まで

私は、請求期間のうち昭和53年3月までは大学生、同年4月から昭和55年3月までは大学院生であり、大学在学中は実家があるA町(現在は、B市)に住民登録したままC市D区に居住していた。

国民年金の加入手続はA町で父親か私が行い、保険料は父親が納付していたが、私も父親に言われ何回か同町役場で保険料を納付した記憶がある。

また、時期は定かではないが大学院在学中に、居住していたC市D区に住民登録を異動し、その際に自分で国民年金の加入手続を行い、学生の免除があると聞き、保険料の免除申請の手続をした記憶がある。

しかし、国の記録では、請求期間は国民年金の未加入期間とされているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続をA町で請求者の父親か請求者自身で行った旨陳述しているところ、紙台帳検索システムにより、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求期間において同町で国民年金手帳記号番号が払い出された国民年金被保険者の中に請求者の氏名は見当たらない。

また、被保険者台帳管理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号はC市D区において払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号の前後の番号が払い出された国民年金任意加入被保険者に係る資格取得年月日及び請求者に係る同市

の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の記録から、請求者の国民年金の加入手続は同市同区において昭和 55 年 4 月頃に行われたものと推認できる。

さらに、請求者に係る C 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和 55 年 4 月 1 日、種別は強制加入被保険者とされていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、請求者は、請求期間は学生であった旨陳述しているところ、請求期間当時、20 歳以上の学生は国民年金の任意加入対象者であり、国民年金任意加入被保険者は加入の申出をした日に被保険者資格を取得することから、前述の請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和 55 年 4 月の時点では、請求者は請求期間に遡って国民年金に加入することはできず、請求者が学生ではなくなり強制加入対象者となった同年 4 月 1 日で被保険者資格を取得したものと推認できる。

したがって、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日である昭和 55 年 4 月 1 日より前の期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間に係る保険料の納付書は発行されないことから保険料を納付することはできず、保険料の免除申請も行うことはできなかったと考えられる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、保険料に関する記録の昭和 55 年 3 月欄には、「この月まで納付不要」の押印が確認でき、請求期間に係る保険料の納付記録及び免除記録は確認できない上、請求者に係る C 市の国民年金被保険者名簿においても請求期間に係る保険料の納付記録及び免除記録は確認できない。

さらに、国民年金手帳記号番号検索システム及びオンライン記録において氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

加えて、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料を納付したとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していた又は免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800031号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800012号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所(後に、B社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のB社(後に、C社に名称変更後、解散)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和30年4月2日から同月24日まで
② 昭和31年4月2日から同年5月10日まで
③ 昭和32年5月17日から昭和33年1月1日まで
④ 昭和33年5月25日から同年6月2日まで

私が勤務したA事業所又はB社における厚生年金保険被保険者の記録について、請求期間①及び②はA事業所での被保険者資格の取得年月日が相違しており、請求期間③は他社を退職後に勤務したB社での被保険者の記録が無く、請求期間④は同社での被保険者資格の喪失年月日が相違している。

請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の記録を訂正し、請求期間③について厚生年金保険の被保険者期間として記録し、請求期間④について、被保険者資格の喪失年月日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、請求

者の厚生年金保険被保険者記号番号は、請求者がA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された記号番号であり、当該払出簿における当該記号番号の資格取得年月日は、昭和30年4月24日であることが確認できる。また、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者の同事業所における被保険者資格の取得年月日は同日となっており、いずれもオンライン記録と一致している。

また、C社の閉鎖事項全部証明書により確認できる同社の清算人（以下「清算人」という。）から提出されたA事業所の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（資格喪失年月日昭和32年3月6日）並びにB社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（資格取得年月日昭和33年4月1日）及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（資格喪失年月日昭和33年5月25日）に記載された取得年月日又は喪失年月日はいずれもオンライン記録と一致している。

これらのことから、A事業所の事業主は、請求者の同事業所における請求期間①直後の被保険者資格の取得年月日である昭和30年4月24日を請求者の資格取得年月日として届出したと考えるのが自然である。

さらに、清算人は、請求者のA事業所における勤務実態及び厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の控除については資料が無く不明であり、同事業所の請求期間①当時の事業主は死亡している旨回答していることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求期間①当時にA事業所において厚生年金保険の被保険者であった9人のうち所在が確認できる2人（請求者が当時の同僚として氏名を挙げた1人を含む。）及び請求期間①前後に同社において被保険者資格を喪失又は取得した2人に照会し、3人から回答があったが、請求者の勤務実態について具体的な証言は得られなかった。

請求期間②について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年5月10日であり、請求者は同日で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、いずれもオンライン記録と一致している。

また、前述のとおり清算人から提出されたA事業所又はB社の請求者に係る複数の届書に記載された厚生年金保険被保険者資格の取得年月日又は喪失年月日はオンライン記録と一致している。

これらのことから、A事業所の事業主は、請求者の同事業所における請求期間②直後の被保険者資格の取得年月日である昭和31年5月10日を請求者の資格取得年月日として届出したと考えるのが自然である。

さらに、清算人は、請求者のA事業所における勤務実態及び保険料の控除につい

ては資料が無く不明であり、同事業所の請求期間②当時の事業主は死亡している旨回答していることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者と同様にA事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 31 年 5 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 10 人のうち所在が確認できる 3 人（請求者が当時の同僚として氏名を挙げた 3 人のうち 1 人を含む。）に照会したが、いずれの者からも請求者の勤務実態について具体的な証言は得られなかった。

請求期間③について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社において昭和 32 年 4 月 9 日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できない。また、上記被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのは昭和 32 年 12 月 20 日であり、オンライン記録と一致している。

また、清算人は、請求期間③前後の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得に係る届書を保管しており、いずれもオンライン記録が確認できるところ、オンライン記録が確認できない請求期間③に係る請求者の被保険者資格の取得及び喪失に係る届書は保管していない。

これらのことから、B社の事業主は、請求期間③に係る請求者の被保険者資格の取得及び喪失に係る届書を提出していないと考えるのが自然である。

さらに、清算人は、請求者のB社における勤務実態及び保険料の控除については資料が無く不明であり、同社の請求期間③当時の事業主は死亡している旨回答していることから、請求者の請求期間③における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求期間③のうち一部期間にB社において厚生年金保険被保険者であった 7 人のうち所在が確認できる 2 人（請求者が当時の同僚として氏名を挙げた 2 人のうち 1 人を含む。）に照会したが、いずれの者からも請求者の勤務実態について具体的な証言は得られなかった。

請求期間④について、清算人から提出されたB社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（資格取得年月日昭和 33 年 4 月 1 日）及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（資格喪失年月日昭和 33 年 5 月 25 日）に記載された請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日はオンライン記録と一致している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者は昭和 33 年 5 月 25 日に被保険者資格を喪失し、同月 29 日に健康保険被保険者証を返納した記録が確認できる。

さらに、清算人は、請求者のB社における勤務実態及び保険料の控除については資料が無く不明であり、同社の請求期間④当時の事業主は死亡している旨回答して

いることから、請求者の請求期間④における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求期間④当時にB社において厚生年金保険の被保険者であった9人のうち所在が確認できる1人に照会したが、当該同僚から請求者の勤務実態について具体的な証言は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。